

2025年度愛知県子ども食堂推進事業費 補助金のお知らせ

愛知県では「**子どもが輝く未来基金**」を活用し、子ども食堂への支援を行います。

子ども食堂は、子どもたちが地域の人たちと一緒に食事をするすることで、子どもの孤立を防止し、子どもの健やかな成長を促すことができる取組で、地域における「子どもの居場所」としても期待されており、更なる設置拡大を目指しています。

★補助内容・要件★

補助内容（主なもの）		補助要件（主なもの）
子ども食堂の開設 	新たに子ども食堂を開設する方 子ども食堂の開設経費の一部として、会場となる住宅等の改修費用や物品等の購入費用を補助します。 補助額 1 か所当たり 100,000円以内	<実施主体の要件> (1)定款又は会則を備えている (2)公序良俗に反する活動を行わない (3)営利・宗教・政治活動に利用しない (4)暴力団員等と関係する団体でない <実施方法の要件> (1)原則月1回以上、定期的に開催※ 又は 学校等の長期休暇期間中に実施 (2)1回あたり子ども又は保護者が合わせて5人以上参加できる規模 (3)事業実施時に常時責任者を配置 (4)開始前に所管の保健所に相談 (5)子どもの食物アレルギーの確認 (6)事故発生に備えて保険に加入 ※既存の子ども食堂における「原則月1回以上」の考え方について 開催を予定していたものの、自然災害等により開催できなかった場合を考慮して、 開催月が少なくとも年に10回以上あること を要件とします。
子ども食堂の継続 	子ども食堂を5年以上※運営している方 子ども食堂を継続するための経費の一部として、会場となる住宅等の改修費用や物品等の購入費用を補助します。 補助額 1 か所当たり 100,000円以内 ※開設日が2020年3月以前であること	
子どもの学習支援 	新たに子ども食堂を開設する方、既に子ども食堂を運営している方 子ども食堂での学習支援および体験活動の実施に必要な物品等の購入費用を補助します。 補助額 1 か所当たり 20,000円以内	

詳しい補助内容・補助要件・申請方法については、県のホームページをご覧ください。ホームページから申請様式をダウンロードいただけます。

詳しくはコチラ！



NEW

★2025年度の新規内容★

- ・子ども食堂を5年以上継続している方を対象に、**物品等の更新費用**を補助します。
- ・「学習支援」の補助対象品目に、**体験活動用品**等も追加しました。

★受付期間★

2025年7月1日（火）から受付開始

※申込先着順

予算に限りがあるため、受付期間終了前に締め切ることがあります。その場合は、児童家庭課HPでお知らせします。

★申請先・お問合せ先★

児童家庭課 子ども未来応援グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL：052-954-7468 FAX：052-971-5889

メール：kodomoshokudou@pref.aichi.lg.jp



★申請受付期間と対象者★

区分	申請可能なメニュー	受付回	申請期間	対象者	支払予定
新規開設者	・開設費 ・学習推進事業費	新規第1回	2025 年 7 月 1 日～14 日	2025 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までに開設した方で、 <u>かつ</u> 、物品等を購入済みの方	2025 年 8 月末
		新規第2回	2025 年 12 月 1 日～12 日	原則、2025 年 7 月 1 日から 11 月 30 日までに開設した方で、 <u>かつ</u> 、物品等を購入済みの方	2026 年 2 月末
		新規第3回	2026 年 2 月 20 日～ 3 月 6 日	原則、2025 年 12 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までに開設した又は開設予定の方で、 <u>かつ</u> 、物品等を購入済みの方	2026 年 4 月末 又は 5 月末
既開設者	・学習推進事業費 ・物品等更新費 (5年以上活動を継続している方のみ) ※	既存第1回	2025 年 7 月 1 日～14 日	子ども食堂を開設済みの方で、 <u>かつ</u> 、2025 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までに物品等を購入済みの方	2025 年 9 月末
		既存第2回	2025 年 10 月 1 日～15 日	子ども食堂を開設済みの方で、 <u>かつ</u> 、原則、2025 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までに物品等を購入済みの方	2025 年 12 月末
		既存第3回	2026 年 1 月 16 日～30 日	子ども食堂を開設済みの方で、 <u>かつ</u> 、原則、2025 年 10 月 1 日から 2026 年 1 月 30 日までに物品等を購入済みの方	2026 年 3 月末 又は 4 月末

※ 「物品等更新費」は、2020 年 3 月以前に子ども食堂を開設した方のみ申請できます。

★補助対象経費★

	対象経費	具体例
○開設費 【新規開設者】 ○物品等更新費 【2020 年 3 月以前に開設された方】	○ 会場となる住宅等の改修費 ○ 消耗品費、備品費 (保険料や食材(飲食物費用)等は対象外)	改修費 (手すり設置費、スロープ設置費、 水回り工事費 等) 消耗品費、備品費 (調理用具、食器、PR用のぼり、 冷蔵庫、炊飯器、家具 等)
○学習推進事業費 【新規開設者 及び 2025 年 3 月以前に 開設された方】	子ども食堂で実施する学習支援及び体験活動の実施に必要な物品等の購入費 (飲食物費用、生き物購入代は対象外)	消耗品費、備品費 (学習教材、本類、知育玩具、 体験活動用品、スポーツ用品、 工作用品 等)

※ 2025 年 4 月 1 日以降に支出した経費が補助の対象となります。

※ 対象経費のより詳しい具体例等を、ホームページに掲載しますのでご確認ください。

※ 他機関(市町村、社会福祉協議会、財団法人等)からの助成・補助を受けた経費は、補助の対象外です。

※ フードパントリー活動のみを行う場合は、本補助金の対象外です。